

別表第1（第5条関係）

| 支出区分   | 支出基準額等                         |
|--------|--------------------------------|
| 会費     | 会費又は実費相当額（10,000円を限度とする。）      |
| 弔慰     | 別表第2に定める基準の範囲内                 |
| 慶祝、記念品 | 3,000円を限度とする。                  |
| 見舞い    | 別表第2に定める基準の範囲内                 |
| 激励     | 10,000円を限度とする。                 |
| 渉外     | 社会通念上妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額とする。 |
| その他    | 社会通念上妥当と認められる額とする。             |